

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日市町村第1969号指令）の一部を改正する規約 新旧対照表

改正後	改正前
（広域連合の処理する事務） 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）<u>及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。</u>	（広域連合の処理する事務） 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）<u>に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。</u> <u>1 被保険者の資格の管理に関する事務</u> <u>2 医療給付に関する事務</u> <u>3 保険料の賦課に関する事務</u> <u>4 保健事業に関する事務</u> <u>5 その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u>
（広域連合の経費の支弁の方法） 第19条 （略） 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、<u>別表</u>により、広域連合の予算において定めるものとする。	（広域連合の経費の支弁の方法） 第19条 （略） 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、<u>別表第2</u>により、広域連合の予算において定めるものとする。
（削除）	<u>別表第1（第4条関係）</u> <u>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</u> <u>2 被保険者証及び資格証明書の引渡し</u> <u>3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u> <u>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</u> <u>5 保険料に関する申請の受付</u> <u>6 前各号に掲げる事務に付随する事務</u>

改正後	改正前
<u>別表</u>（第19条関係） （略） 附則（平成25年11月20日北海道知事届出） （略） <u>附則</u> <u>1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。</u>	<u>別表第2</u>（第19条関係） （略） 附則（平成25年11月20日北海道知事届出） （略）